

税理士法人サム・ライズ
料金後納郵便
お客様と共に
走り続けるパートナー
ゆうメール

～ご縁をいただいた、あなたにお届けする～

おしどり通信



こんにちは！
最近はおキメキのないバレンタインを過ごしている林亜由美です。若い時はドキドキしながら編み物したり、手作りチョコ作ったりしたんですけれどね。大人になると行事になっちゃいますね。おキメキが欲しい今日この頃。今月もおしどり通信スタートです。

賢史郎の旅立ち

2月3日は、息子・賢史郎の引越でした。昨年の6月、私たちが敬愛するSMC 税理士法人の曾根先生から**奇跡的教育者・森均先生**をご紹介いただきました。森先生は、岐阜で一流の税理士・公認会計士を育てる「**会計プロフェッショナルコース**」を主宰されています。私は一度会っただけで、モリキン先生の大ファンになってしまいました。まさに、人をやる気にさせる天才！私も先生のような師のもと税理士受験をしたかった！と羨ましく思ったほどです。そのモリキン先生に息子を連れて来いと言っていたら、連れて行ったのが昨年の10月26日。翌日会計プロを見学させていただいたところ、なんと息子が即決で**税理士の資格**を取ることを決めたのです！

自室で明け方まで動画を見て引きこもり、昼ごろ起きてダラダラと大学に行っていた息子が、信じられないことに帰ってきた翌日から朝6時に起きて簿記の勉強を始めました。「こんなことってあるの！！！」夫婦驚愕でした。

でも、続かないんじゃないか、やっぱりやめるっていうんじゃないか、と疑っていたのですが(笑)、なんと大学を休学して本当に会計プロに入校してしまったのです。モリキン先生恐るべしです。川越からたくさんの荷物を積んで朝早く出発。岐阜の各務原まで約5時間、途中**山本勘助**と写真撮っ



たりしながら(笑)無事アパート到着です。アパートに着くと、**会計プロに在学中の仲間たち**が待っていてくれ、荷物をあつという間に運び込み、ベットを組み立てたり荷ほどきしたりと、みんな本当によく働きます。片付けながら、学校のことや先生のこと、授業のことなどたくさん話してくれて、みんな**礼儀正しくコミュニケーション能力高い！**なんて素晴らしい若者たちなんだろう、と感激しました。



夜は**モリキン先生**と食事をさせていただき、たくさんのやる気とパワーをいただきました。税理士試験は本当に難しい試験ですが、生きる上で大切な忍耐力と精神力が鍛えられます。長い道のりになりますが、頑張ってくださいと思います。

骨折完治！今年はホノルル行きます！

昨年末、ホノルルマラソンの10日前にうっかり部屋で机の角に**足の小指**をぶつけてしまい**骨折**。泣く泣くホノルル行きを**キャンセル**しました。(浮かれたネイルと痛々しい小指がなんともいえないので記念に写真アップ笑)。2ヶ月以上トレーニング中止しやっと完治。これからトレーニング再開します。今年の**ホノルルマラソンは12月8日**。もう飛行機チケットも取りました！只今一緒に行く人絶賛募集中です！あと10ヶ月ありますから今からでも十分に合います。



是非一緒にホノルル行きましょう！

☆おしどり通信は、林公士郎・亜由美がご縁をいただいた方に毎月お届けしています。ご意見ご感想などお寄せいただけるととても喜びます☆

発行元：税理士法人サム・ライズ

〒350-1124 埼玉県川越市新宿町1-2-13 川越ビル2F A

e-mail: ayumi-hayashi@some-rize.net URL: <http://www.some-rize.jp>

TEL: 049-249-0222 FAX: 049-249-0220

発行編集責任者：林 亜由美

OSHIDORI MONTHLY COLUMN

STAFF 通信

私の部屋シリーズ

今月は、
まさと
東海林 将斗の部屋 です。



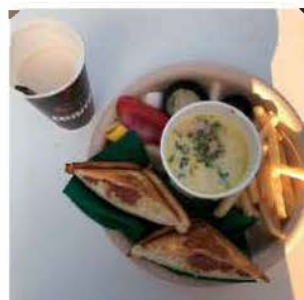
休日は基本的にこたつにいるインドア派の東海林です。そんな出不精の私ですが、年末の休みぐらいいは出かけようかなと考え、東京都の豊洲へ出かけて参りました。

豊洲といえば 2018 年 10 月に中央卸売場築地市場が移転し、市場はとても賑わっているとのこと。しかし、私の今回の目的は豊洲市場ではなく、

「Team Lab Planets TOKYO DMM.com」

に行き参りました。どんなところが簡潔に伝えるならば「体験できるデジタルアート」が楽しめる場所となっ

ております。建物内部に 7 つの作品が展示されており、順番に周っていく形で楽しめます。



TeamLab は新豊洲駅から徒歩 1 分ほどにありました。到着するとまずは建物の目の前に売店があったため、腹ごしらえをしました。寒空の下でホットサンドやクラ

ムチャウダーを食し、風情とはこういうものなのかなと余計なことを考えつつも、期待を膨らませ、いざ場内へ。

場内は全体的に薄暗くなっておりまして。ロッカーが完備されているので荷物を持つことなく、靴を脱ぎ裸足で進んでいくためか没入感がとても高いです。場内には 1 メートル以上の大きさの光っているボールが無数にある作品や巨大なクッションが敷き詰められている作品、光が照らされた水の中へ入っていく作品などもあり、とても新鮮な体験でした。

その数ある作品の中で一番印象的なものが「The Infinite Crystal Universe」です。

全面鏡張りの空間に無数の光が輝いており、自分自身が万華鏡の中に入っている様な感覚でした。暗くなったり、鮮やかな色とりどりの光へ変化します。最初は写真をひたすら撮っていたのですが、途中から時の経つのを忘れ、ただ眺めておりました。そんな Team Lab は豊洲以外にもお台場でもまた違った作品を展示しているとの事なので、次はお台場にも足を運んでみようかなと思います。機会がありましたら皆さんもぜひ Team Lab の世界観へ没入してみるのはいかがでしょうか。



東海林 将斗 (しょうじ まさと) プロフィール

1993 年 4 月 1 日 埼玉県ふじみ野市 生まれ

・趣味 スノーボード

※今年は 2 回行きました。

・悩み事 視力が低下してきた。

※運転時に眼鏡の着用が義務付けられました。

・今欲しい物 新しい眼鏡

2019' 3月開催セミナーのお知らせ

「2年で売上を2倍にする
未来計画の作り方セミナー」

●日時：3月12日(火) 14:00~16:30

主催：未来会計法人メイキット株式会社

「集客からも、営業の不安からも解放される
フロントエンドセミナーの作り方」

●日時：3月8日(金) 14:00~16:30

お問合せ：03-6457-6072 担当：黒瀬野

February

2019

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

事務所通信

2月といえば立春、暦の上では春を迎えますが、まだまだ寒い日が続きます。
風邪などひかないように、ご自愛くださいませ。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽にお問い合わせください。

2019年2月号

■経過措置が適用される取引は
必ず旧税率の適用を！
消費税率等に関する経過措置

■改正相続法 7月に施行
一部は1月から開始

■より適正な選出が求められる
従業員の過半数代表者

■2018年の産業別賃金引き上げ状況

■編集後記

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

埼玉県川越市新宿町1-2-13 川建ビル2F A

TEL：049-249-0222／FAX：049-249-0220

経過措置が適用される取引は 必ず旧税率の適用を! 消費税率等に関する経過措置

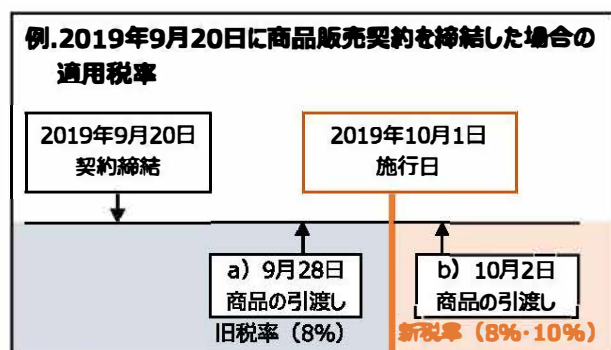
2019年10月1日を施行日として、消費税及び地方消費税（以下、消費税等）の新税率が適用されます。ただし「経過措置」が適用される取引については、施行日以後も現行の税率（以下、旧税率）が適用されます。

旧税率と新税率

旧税率と新税率は、以下のとおりです。

区分	税率	現行 (旧税率)	2019/10/1開始 (新税率)	
			標準税率	軽減税率
消費税率		6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率		1.7%	2.2%	1.76%
合計		8.0%	10.0%	8.0%

施行日前後の取引について、いずれの税率を適用すべきかの注意点として、基本的な例を次に示しました。



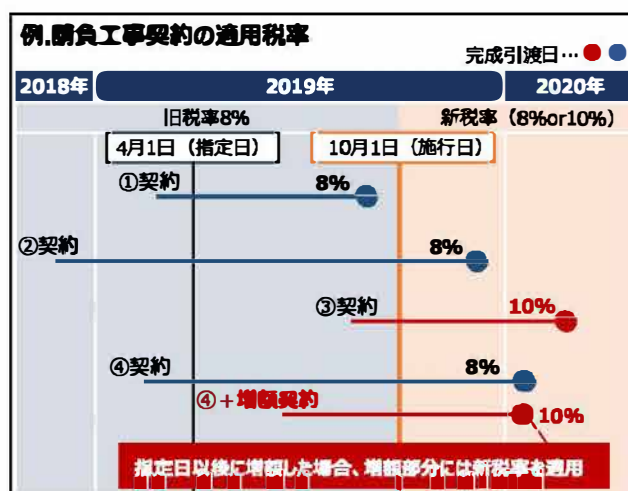
このように、商品販売契約の締結が10月1日前であったとしても、商品の引渡しが10月1日以後に行われる場合には、新税率が適用されます。

経過措置が適用される取引

施行日以後であっても旧税率が適用される経過措置は、基本的には2014年に消費税等の

税率が5%から8%に引き上げられた時とほぼ同様です。主な経過措置は、次頁をご参照ください。

例えば請負工事の場合、工事を完成して引き渡した時の消費税等の税率が適用されます。しかし、2019年4月1日を「指定日」とし、指定日の前日（3月31日）までに契約を締結した一定の請負工事は、経過措置が適用され、施行日以後の引渡しであっても原則として旧税率が適用されます。



経過措置の適用にあたっての注意点

経過措置が適用される取引は、必ず旧税率を適用しなければならず、新税率との選択適用はできません。

また、軽減税率の対象品目（一定の飲食料品及び一定の新聞で定期購読契約に基づくもの）に関する取引は、経過措置の対象外です。施行日以後の取引は必ず軽減税率を適用します。軽減税率と旧税率の消費税等の税率は8%で同じですが、前表のとおりその内訳が異なります。ご注意ください。

＜主な経過措置＞

内容	適用関係
① 旅客運賃等 31年施行日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日までの間に領収しているもの	
② 電気料金等 継続供給契約に基づき、31年施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、31年施行日から平成31年（2019年）10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの	
③ 請負工事等 26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日（平成31年（2019年）4月1日）の前日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、31年施行日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等	
④ 資産の貸付け 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限り。）における、31年施行日以後に行う当該資産の貸付け	
⑤ 指定役務の提供 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供 [※] に係るものをいいます。）に基づき、31年施行日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該役務の内容が一定の要件に該当する役務の提供 [※] 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。	
⑥ 予約販売に係る書籍等 31年指定日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡する書籍その他の物品に係る対価を31年施行日前に領収している場合で、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減税率が適用される課税資産の譲渡等を除きます。）	
⑦ 特定新聞 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が31年施行日前であるもののうち、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減税率が適用される課税資産の譲渡等を除きます。）	
⑧ 通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、31年指定日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、31年施行日前に申込みを受け、提示した条件に従って31年施行日以後に行われる商品の販売（軽減税率が適用される課税資産の譲渡等を除きます。）	
⑨ 有料老人ホーム 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限り。）に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、31年施行日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供	
⑩ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定する再商品化等 家電リサイクル法に規定する製造業者等が、同法に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に係る対価を31年施行日前に領収している場合（同法の規定に基づき小売業者が領収している場合も含みます。）で、当該対価の領収に係る再商品化等が31年施行日以後に行われるもの	

※ 上記以外にも、「リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置」などの経過措置が設けられています。
 国税庁「平成31年（2019年）10月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置」より転載

改正相続法 7月に施行 一部は1月から開始

2018年7月に相続法（民法）の大改正が行われ、その施行日が決まりました。残された配偶者や家族が安心して安定した生活を送れるよう、新しい制度が導入されます。主な改正事項を施行日順にご紹介します。

■ 2019年1月から段階的に施行

改正法の施行日は原則2019年7月1日ですが、一部の規定については施行日が異なります。

2019年1月13日～

- 自筆証書遺言の方式を緩和する方策

財産目録をパソコンで作成する、あるいは通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等を添付する方法により、自筆証書遺言を作成できます。

2019年7月1日～（原則）

- 遺留分制度の見直し
- 遺産分割前の預貯金の払戻し制度
- 相続の効力等に関する見直し
- 特別の寄与等の規定（一部の規定を除く）

遺留分減殺請求によって生ずる権利が金銭債権となります。また、遺留分侵害額の算定の際の相続人への贈与持戻しは10年分になります。

遺産分割前であっても、預貯金債権のうち一定割合（**上限150万円**）については、家庭裁判所の判断を経ずに、相続人が単独で金融機関において払戻しできるようになります。

遺言等による相続財産で法定相続分を超える部分について、第三者に対抗するには登記等の対抗要件が求められるようになります。

2020年4月1日～

- 配偶者居住権及び配偶者短期居住権の新設等

相続開始時に被相続人が所有する建物に住んでいた配偶者が、終身または一定期間、その建物を無償で利用できる権利です。

2020年7月10日～

- 法務局における遺言書の保管等

自筆証書による遺言書を法務局で保管できるようになります。これにより、自筆証書遺言書の紛失や改ざんなどのリスクが減り、無用な相続の紛争を防ぐことができます。

「法務局における遺言書の保管」は、「自筆証書遺言の方式の緩和」から1年半遅れての開始です。どちらも自筆証書遺言に関する改正ですが、開始時期が異なります。ご注意ください。

より適正な選出が求められる 従業員の過半数代表者

年度単位（4月から翌年3月）で36協定を締結している企業では、新年度に向けて36協定の準備を進める頃かと思います。36協定では、従業員の過半数で組織する労働組合がない場合、従業員の過半数を代表する者（以下、過半数代表者）を選出する必要がありますが、その適正な選出の重要性が増しています。

■ 過半数代表者の適正な選出

現状、過半数代表者を選出するときは、次の要件を満たす必要があります。

- 管理監督者に該当しないこと
- どのような労使協定を締結するかを明確にした上で、投票、挙手、従業員による話し合い等の民主的な手続きがとられていること

しかし、会社側が過半数代表者を指名するといった不適切な取扱いをしていた事例がみられることから、2019年4月より上記要件に、「使用者の意向に基づき選出されたものではないこと」が追加されます。

■ 過半数代表者を必要とする協定

36協定のほかにも、過半数代表者との書面による協定等を必要とするものがあります。主なものは次のとおりです。

- 賃金控除に関する労使協定
- 1ヶ月単位の変形労働時間制の労使協定（就業規則で規定しない場合）
- 1年単位の変形労働時間制の労使協定
- 1週間単位の変形労働時間制の労使協定
- 専門業務型裁量労働制の労使協定
- 事業場外労働の労使協定（みなし時間が8時間を超える場合のみ）

管理監督者は過半数代表者にはなれませんが、従業員の過半数代表者の選出母数には含める必要があります。選出母数となる人数が正確に把握されていないと、適正な過半数代表であるかどうかの確認ができないことになります。労働基準監督署による監督指導などで指摘を受けないようにするためにも、適正な選出を行うようにしましょう。

- 一斉休憩の適用除外に関する労使協定
- 年次有給休暇の時間単位の取得の労使協定
- 年次有給休暇の計画的付与の労使協定
- 育児・介護休業等の適用除外者に関する労使協定
- 就業規則の意見聴取

この場合、協定等の種類によって、次の点に留意しましょう。

- ✓ 有効期限が到来していないか（毎年締結が必要なものがある）
- ✓ 労働基準監督署への届出の要否

■ 就業規則・36協定の本社一括届

労使協定等の労働基準監督署への届出は、複数の事業場がある企業では、原則として事業場ごとに行うことになっています。

ただし、就業規則や36協定については、本社と各事業場の内容が同一である場合等の要件を満たした場合、本社において一括して届け出ることが可能です。しかし36協定については、各事業場の従業員の過半数で組織された労働組合があることが、一括で届け出る要件となっているため、過半数代表者を選出する企業では、36協定を本社において一括して届け出ることができません。

2018年の産業別賃金引き上げ状況

人手不足が慢性化する中、人材の確保や定着のために賃上げを行う企業も多くなっています。ここでは、2018年11月に発表された調査結果*から、産業別に2018年の賃金引き上げ状況を振り返ってみましょう。

■ 賃金引き上げ実施割合は89.7%に

上記調査結果によると、2018年に1ヶ月当たりの1人平均賃金額（以下、平均賃金）を引き上げた・引き上げる企業（以下、引き上げ企業）の割合は89.7%で、2017年よりも1.9ポイント増加しました。

産業別にみると、不動産業、物品賃貸業と情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業で引き上げ企業の割合が95%以上になりました。なお、最も低い鉱業、採石業、砂利採取業でも81.5%となっており、すべての産業で引き上げ企業の割合が80%を超えました。

【表1】産業別平均賃金引き上げ企業の割合（%、ポイント）

	2017年	2018年	増減
全体	87.8	89.7	1.9
鉱業、採石業、砂利採取業	82.4	81.5	-0.9
建設業	97.1	94.0	-3.1
製造業	95.7	93.5	-2.2
電気・ガス・熱供給・水道業	90.8	93.0	2.2
情報通信業	91.5	96.1	4.6
運輸業、郵便業	75.5	84.6	9.1
卸売業、小売業	89.8	85.0	-4.8
金融業、保険業	95.2	93.3	-1.9
不動産業、物品賃貸業	88.8	98.1	9.3
学術研究、専門・技術サービス業	86.4	95.1	8.7
宿泊業、飲食サービス業	77.2	87.4	10.2
生活関連サービス業、娯楽業	83.3	93.1	9.8
教育、学習支援業	84.3	86.3	2.0
サービス業（他に分類されないもの）	68.3	85.2	16.9

厚生労働省「平成30年賃金引き上げ等の実態に関する調査の概況」より作成

■ 改定額は5,600円程度に

次に平均賃金の改定額をみると、全体では5,675円で2017年よりも48円増加しました。産業別では、学術研究、専門・技術サービス業と不動産業、物品賃貸業が8,000円を超えています。最も改定額が少ないサービス業（他に分類されないもの）は、3,889円となりました。なお各産業の平均賃金の改定率をみると、1.5～2.5%程度となっています。

【表2】産業別平均賃金改定額（円）

	2017年	2018年	増減
全体	5,627	5,675	48
鉱業、採石業、砂利採取業	5,421	6,554	1,133
建設業	8,411	7,361	-1,050
製造業	6,073	6,326	253
電気・ガス・熱供給・水道業	5,216	4,366	-850
情報通信業	6,269	6,056	-213
運輸業、郵便業	4,611	4,434	-177
卸売業、小売業	5,321	4,951	-370
金融業、保険業	5,802	6,233	431
不動産業、物品賃貸業	6,341	8,218	1,877
学術研究、専門・技術サービス業	5,845	8,746	2,901
宿泊業、飲食サービス業	3,040	4,643	1,603
生活関連サービス業、娯楽業	4,929	4,929	0
教育、学習支援業	5,323	5,786	463
サービス業（他に分類されないもの）	3,923	3,889	-34

厚生労働省「平成30年賃金引き上げ等の実態に関する調査の概況」より作成

2018年は、全体として平均賃金引き上げ企業の割合と平均賃金改定額が2017年を上回りました。2019年はどうなるでしょうか。

※厚生労働省「平成30年賃金引き上げ等の実態に関する調査の概況」

製造業、卸売業、小売業は常用労働者30人以上、その他の産業は常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民間企業を対象に、産業別及び企業規模別に3,543社を抽出して2018年8月に実施した調査です。なお、ここでの結果は常用労働者100人以上の企業（調査対象企業数は3,212社、有効回答企業数は1,578社）について集計したものです。詳細は次のURLのページから確認いただけます。<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/jittai/18/index.html>

今月は、個人の確定申告期限であると同時に、3月決算の会社にとっては、年度最終時期です。もれのないように処理をしましょう。

2019年3月

お仕事備忘録

1. 国外財産調書の提出
2. 財産債務調書の提出
3. 確定申告の税額の延納の届出書
4. 個人の青色申告の承認申請
5. 所得税の更正の請求
6. 新年度の36協定の締結

1. 国外財産調書の提出

居住者（非永住者以外の居住者に限られます）が、その年の12月31日時点で、総額5,000万円を超える国外財産を有している場合には、必要事項を記載した「国外財産調書」をその年の翌年3月15日までに提出しなければなりません。

2. 財産債務調書の提出

平成27年度税制改正で財産及び債務の明細書が見直され、「財産債務調書」の提出が求められる制度が施行されています。これにより、従来の「その年分の所得金額が2,000万円超であること」に、“かつ、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、又は、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」”が加わっています。提出期限は、その年の翌年3月15日です。

3. 確定申告の税額の延納の届出書

確定申告書の所定の欄に延納税額を書いて提出することにより、その税額につき延納することができます。

ただし、納付すべき所得税額の1/2相当額以上を納付期限までに納付することが条件のため、延納申請できる税額は、納付すべき所得税額の1/2相当額未満となります。なお、納付期限は3月15日、延納期限は納付した年の5月31日です。

4. 個人の青色申告の承認申請

個人の青色申告の承認申請は、原則として青色申告をしようとする年の3月15日までに提出します。ただし、1月16日以降に新規業務を開始する場合は、業務開始日から2ヶ月以内の申請となります。

5. 所得税の更正の請求

確定申告を提出し、その申告期限後に計算の誤り等がある場合については、その申告期限（3月15日）から5年以内に限り、誤った申告額の訂正を求める更正の請求ができます。

6. 新年度の36協定の締結

従業員に法定労働時間を超えて労働させたり、休日労働をさせるためには、36協定を締結し、労働基準監督署に届け出なければなりません。年度単位で締結している企業も多くあるので、その協定期間を確認し、更新時期にあたる場合には忘れずに協定の締結と届出を行いましょう。

なお、2019年4月の改正労働基準法の施行にともない、36協定の様式が一部変更となり2019年4月以後（中小企業は2020年4月以後）の期間のみを定めたときには、新様式を利用することになります。



2019.3

確定申告期限であると同時に、3月決算会社は年度末です。また、4月入社の準備等に追われる時期でもあります。もれのないようにスケジュールを立てましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	金	先勝	
2	土	友引	
3	日	先負	
4	月	仏滅	
5	火	大安	
6	水	赤口 啓蟄	
7	木	友引	
8	金	先負	
9	土	仏滅	
10	日	大安	
11	月	赤口	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（2月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
12	火	先勝	
13	水	友引	
14	木	先負	
15	金	仏滅	●確定申告の提出期限（所得税、住民税）、所得税納付期限（現金納付） ●国外財産調書・財産債務調書の提出期限 ●確定申告の税額の延納の届出期限 ●所得税の総収入金額報告書提出期限 ●個人の青色申告の承認申請期限（1月16日以降新規業務開始を除く） ●贈与税の申告の提出・納付期限
16	土	大安	
17	日	赤口	
18	月	先勝	
19	火	友引	
20	水	先負	
21	木	仏滅	春分の日 春分
22	金	大安	
23	土	赤口	
24	日	先勝	
25	月	友引	
26	火	先負	
27	水	仏滅	
28	木	大安	
29	金	赤口	
30	土	先勝	
31	日	友引	●健康保険・厚生年金保険料の支払（2月分）（4月1日期限） ●個人事業の消費税確定申告の提出期限、納付期限（現金納付）（4月1日期限） ●有害物ばく露作業報告書の提出（4月1日期限）

♪犬は喜び 庭駆けまはり、猫は火爐で丸くなる♪

皆さんこんにちは！やっぱり冬は寒いですね（´・ω・`）
事務所の中は暖く外を見ると晴天でも、一歩外に出ると毛穴が
キュッとなるほど寒いです。インフルエンザも流行っていますね。
予防接種をしたのにもかかわらず、引いてしまうと悲しくなりま
す。私も毎年11月に予防接種しています。税理士事務所は今の時
期、絶対休めないのので少しでも防ぐために！！皆さんも風邪を
ひかないようにしてくださいね♪

今月のテーマ

個人ニュース！人に言いたかった～♪

石田



昨年11月に、やっと税理士の資格を取ることができました。現在登録申請中です。税理士を目指して11年。途中諦めた時もありましたが、大学院の道を選び無事取ることができて、両親含め周りの方々には大変感謝です！ありがとうございました。

小笠原



子供がインフルエンザA型にかかりました（涙）毎年11月には家族全員で予防接種をしています。そして、うちの夫は別名【アライグマ】と呼ばれるほど手洗いにうるさい！そんな小笠原家でも、発症してしまいました。予防接種するとかかっても軽い？いえいえ、40度近くが2日続きましたよ～

黒田



今暮らしている部屋から引っ越す予定です。とにかく今より広い部屋が第一条件で、今と同じ川越にするか、都内に近い場所に借りるか検討中です。他にも希望は色々あるのですが、人を呼んでも十分な広さが欲しいですね。今の部屋は他に人がいると狭すぎて・・・。

相蘇



人に言いたかったニュースいいニュースではございませんが身長が1センチ縮みました。どうやら調べるに平均で男性は45歳から49歳ぐらいのときに身長が縮むそうです。自分は今28なので17年も早いということでだいぶショックです。（笑）3キロやせたので唯一の救いです。

瀬川



昨年12月に甥っ子が誕生しました！！甥っ子4人、姪っ子2人の叔母さんです（笑）息子にとっては初めて自分より小さい従兄弟になります。会いに行けるのはまだ先ですが、初対面時の反応が今から楽しみです♪早く暖かくなれないかなあ～♪

東海林



IQOSを1年半ぐらい使っていたのですが、とうとう壊れてしまいました。壊れたら喫煙を辞めよう思っていたのでしばらく禁煙をしていました。しかし電気屋で新型のIQOSが販売しているのを見かけてついつい購入してしまいました。まだまだ喫煙を辞めることはなさそうです。

那須野



人に言いたかった～♪個人ニュースは2歳の次女の保育園のお友達と私がすれ違った時に「あ！ネズミちゃんのママだ！」言われたことです。はい、ネズミではなくイズミのママでした。。。小さい子供の言い間違いは可愛くてプブと笑ってしまいます。

村瀬



運転免許を取得して25年以上になりますが、昨年初めて1人で高速道路を運転しました。車の運転は全く好きではなく、免許取得して10年間ペーパードライバーでした。そのような私なので、一生高速道路は運転しないだろうと思っていました。初めて運転した感想は全く余裕がなく楽しくなかったです。

～来月号もお楽しみに！～